

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 382

2018年 9 月号 SEPTEMBER



## 今月のお知らせ

9月分(10月納付分)社会保険料の控除と  
それに伴う源泉所得税の控除に注意しましょう

- ✎ 秋は税務調査の季節
- ✎ 9月分から社会保険料が変わります
- ✎ はしやすめ ・ 暑さ寒さも彼岸まで
- ✎ 税務まめ辞典 ・ 会社が負担するレクリエーション費用



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 秋は税務調査の季節



暑い夏も過ぎ、いよいよ秋に突入する9月、事務所の電話が鳴り液晶画面に「〇〇税務署」と表示されると「どこの会社の税務調査だろうか」と身構えてしまいます。

というのも、税務署は7月から始まり6月に終わるという特殊な組織です。人事異動が7月にありますので、新体制となる7月から税務調査の対象事業所を絞り、お盆明けから税務調査が始まり、9月から本格的にスタートします。

税務署員も新年度スタート最初の税務調査ということもあり、気合が入っているので、納税者側もそれなりの覚悟を持って臨まなければいけません。

## 税務調査の流れ

税務調査はまず、税務署から税理士への事前の通知から始まります。調査の期間は、約3日間で、納税者の本店や自宅などで行われます。日程の都合が合わず調査日を変更することは可能ですが、拒否するわけにはいきません。

通常の税務調査は、「任意調査」と言われ、税務署員は納税者が承諾した帳簿書類のみを目で検査する質問検査権に基づく調査です。テレビで見かける強制調査とは違い、すべての調査において納税者の承諾が必要となります。

税務調査により調査内容に問題がなければ「申告<sup>ぜにん</sup>是認」となり終了します。申告内容に誤りがあり納税者が認めた場合は、修正申告を提出し、追加の納税をします。納税者が修正内容に納得がいかず修正申告に応じない場合は、税務署は職権で「更正<sup>こうせい</sup>」をします。更正の内容にも納得がいかず、応じない場合は再調査の請求、国税不服審判所の審査を経て、さらには裁判で争うことになります。

## 税務調査で準備する書類

税務調査では最低でも3年分遡って行われます（悪質な場合は7年分遡って調査される可能性があります）のでその期間の総勘定元帳・現金出納帳・預金通帳・契約書・領収書・請求書・在庫表・貸金台帳・扶養控除申告書などの書類が必要となります。その他にも株主総会や取締役会の議事録・旅費規程や退職金規程なども求められます。万が一保存されていない場合は不利になることもあります。

## 税務調査で指摘を受けないためのポイント

### 収入と費用を対応させる

売上をごまかしているのは論外ですが、まずは経費に見合う売上がキチンと計上されているかが重要です。例えば建設業で当期中に完成せず翌期に売上が計上される場合、当然その売上にかかった原価や経費も翌期に損金計上しなければいけません。販売業であれば、商品を仕入れた時点ではまだ売っていないので「在庫」となり損金に計上できません。

特に事業年度の最後の月と次の事業年度の初めの月の売上や仕入、原価はチェックされます。在庫等の計上もれに気を付けましょう。

また、社長の個人的な支出を会社の経費として計上している場合は、それに見合う売上がありませんので当然損益のバランスが悪くなります。

### 現金の管理を徹底する

預金の残高は通帳を確認すれば一目瞭然ですが、現金の残高については実際に目で確認するしかありません。特に現金商売で出入金の動きが頻繁にあるところは税務署も重点的に調査します。

また、毎日決まった金額をレジや事業用の財布等に入れ、余れば預金等へ預け、不足分は補充するなど日々の現金の管理を徹底することで使途不明金の発生や横領による被害を防ぐことにもなります。

## ごまかした分に相当する税金や罰金がかかる

よく「無駄な税金はなるべく払いたくない!」とおっしゃる方がいますが、テレビや新聞でおかしな税金の使われ方を見るたびにづくその通りだと思います。

ですが、いくら払いたくないからと売上をごまかしたり、経費を水増しするのは得策ではありません。そのようなことが税務調査で見つかり、**ごまかした分に対して新たに納める「法人税・消費税」、さらには「過少申告加算税」、「重加算税」、「延滞税」などの罰金がかかります。**

結果、ごまかした分のほとんどを税金や罰金として納めなければいけません。おまけに税金や罰金は損金になりませんので、かえって無駄な税金を払うことになります。

## 反面調査

反面調査とは、税務調査の対象となった会社に関係する銀行や取引先に対して税務署が調査を行うことをいいます。反面調査の調査方法は「文書による調査」や「相手先に出向いて調査」する方法がありますが、相手先に出向く場合は口裏を合わせたり、証拠書類を改ざんさせないようにいきなり来社することがあります。

突然の訪問に関しては延期を申し出て構いませんが**「取引先に迷惑がかかる」「取引先の信用を失う」といった理由のみでは反面調査を拒否することはできません。**

## 税務調査は怖くない

皆さん“税務調査”と聞くと「怖い」という答えが返ってきますが、法律に基づき正しい申告をしていれば特に怖がる必要はありません。

税金を安くしようとするあまり不正をするから怖いのであって、むしろ**正しい申告に基づき納税することや、合法的な節税をして税金を安くすることは会社にとって最良の手段です。**

また、仮に税務調査に入られても申告内容に誤りがなければ、「この会社はキチンとしているから調査しても税金は取れない」と評価され、次回の税務調査対象からも外れやすくなります。

節税を図り、正しい申告と納税をして、税務署が行きたくなくなるような会社を目指しましょう。

# 9月分から社会保険料が変わります



## 標準報酬月額と厚生年金保険料の変更

### 各人の標準報酬月額の定時改定による変更を確認しましょう

9月分保険料(10月納付分)からは、7月10日までに提出した算定基礎届を基に、新しい標準報酬月額による保険料率が適用されます。

各人の新しい標準報酬月額については年金事務所より標準報酬決定通知書が送られてきています。

### 平成30年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険料率

- ・健康保険 10.20% (労使折半5.10%ずつ)
- ・介護保険 1.57% (労使折半0.785%ずつ)
- ・厚生年金 18.30% (労使折半9.15%ずつ)

※子ども・子育て拠出金0.29%については事業主が全額負担することとなります。

# はしやすめ

# 暑さ寒さも彼岸まで



9月に入り少し朝晩が過ごしやすくなりました。「暑さ寒さも彼岸まで」とはよく言ったもので秋分の日を過ぎると日中も過ごしやすくなります。

お彼岸は、春分の日（3月21日頃）と秋分の日（9月23日頃）の前後3日間を合わせた7日間（1年で14日間）とされていますが、他の祝日と違い日にちが決まっていません。国立天文台が毎年2月に発表する翌年の暦をまとめた「**暦要綱**」により正式に決定されます。

仏教で「彼岸」とは西に位置し、三途の川の向こう側の世界、いわゆる「あの世」を指します。反対に私達が住んでいる「この世」を「**此岸**」といい東に位置するとされています。

春分の日と秋分の日には太陽が真東から昇り、真西に沈むため、彼岸と此岸が通じやすくなると考えられ、この時期に先祖供養をするようになりました。

また、お彼岸の食べ物と言えば「ぼたもち」と「おはぎ」です。一説によると春のお彼岸に食べるのが牡丹の花に見立てて牡丹餅（ぼたもち）で、秋のお彼岸は萩の花に見立ててお萩（おはぎ）と呼ぶようになったとされています。あんこに使われる小豆は古くから邪気を払う食べ物として、日本ではお彼岸の時期に先祖へ「ぼたもち」や「おはぎ」を捧げるようになりました。

スーパーなどでは「こしあん」で作られた「おはぎ」をよく見かけるため、「おはぎは“こしあん”で高級」、「ぼたもちは“粒あん”で庶民的」というイメージが付いていますが、実は秋のお彼岸に作られる「おはぎ」は、収穫したての皮が柔らかい小豆を使うため「粒あん」にし、春のお彼岸に作られる「ぼたもち」は冬を越した皮のかたい小豆を使うことになるため、皮を取り除いた小豆を使い、「こしあん」にしていました。ですが、今は保存技術の発達や品種改良により、春でも皮のまま使うことができる小豆が登場し、「ぼたもち」と「おはぎ」の区別は次第に薄れてしまいました。

ところで、「国民の祝日に関する法律」によると、春分の日は“自然をたたえ、生物をいつくしむ”とされ、秋分の日は“祖先を敬い、亡くなった人々をしのぶ”とされています。

秋のお彼岸の頃は今より涼しくなっているでしょうから、お墓参りに行ってきれいに掃除して「粒あんのおはぎ」をお供えし、その後おいしくいただきましょう。

## 税務まめ辞典

### 会社が負担するレクリエーション費用

従業員同士の親睦を図り、会社業務のモチベーション向上を目的として、従業員のレクリエーション費用を会社が負担する場合があります。

例えば社内でのボーリング大会や従業員で構成された草野球チームの活動費用などを会社が負担する場合は、①誰でも参加資格があり、②会社が負担する補助金が本来の目的に使用され、③打ち上げ、祝勝会等の飲食費も一人当たり5千円程度のものであれば福利厚生費として認められます。

しかし、これが①特定の従業員のみに参加資格があったり、②得意先も参加する場合、③会社が負担する補助金が通常より高額であったり、④補助金を各人に分配したり⑤目的外に使用した場合、⑥渡し切りの場合は給与や交際費となります。

注意したいのは、お金を渡した時点では単なる預け金となり経費になりませんので、必ず領収書等をもらうようにしてください。

また、チームのユニフォームや用具購入については、社名が入っていたり会社の資産として所有しているなどの場合に限り給与課税しなくても差し支えないとされています。

ただし、ゴルフサークルへの補助金は給与となり、役員に対するものは損金に算入できません。